

令和3年4回定例会会議録（第6号）

令和3年12月9日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長 兼観光・産業部参事	白石修三君
消防長	須崎良一君	教育部長	柏木正義君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
次長兼市民税課長	中島靖彦君	温泉課参事	河野文彦君
産業政策課参事	姫野淳子君	生活環境課長	堀英樹君

高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	子育て支援課長	宇都宮 尚 代 君
子育て支援課参事	内 田 千 乃 君	介護保険課長	阿 南 剛 君
都市整備課参事	安 部 英 樹 君	防災危機管理課長	中 村 幸 次 君
教育政策課長	奥 茂 夫 君	教育政策課参事	吉 田 浩 之 君
学校教育課長	北 村 俊 雄 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君
社会教育課長	古 本 昭 彦 君	上下水道局営業課長	佐 藤 和 子 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 能 成

○議事日程表（第6号）

令和3年12月9日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○23番（泉 武弘君） この議会では、大きな社会問題となっています不登校の児童の問題、もう1つには生活困難世帯の問題、この点を取り上げていきたいと思っています。

それで、この問題について市長、また教育長と口角泡を飛ばした議論をする必要は全くないと思っています。同じ方向を目指し、同じ方向に一步足を踏み出すことができれば、この議会での質疑の効果というのは十分得ることができるかな。とりわけこの不登校の問題、生活困難世帯の問題は、社会問題として顕在化してから相当の年月が経過しています。これについていまだに貧困問題は世界ワースト、不登校の児童は増加傾向、こういうことが改善されていないことゆえに、この議会であえてこの問題を取り上げさせていただくことにしました。

まず、不登校児童の問題について、文部科学省の資料を参考にしますと、2020年度国公私立の小中学校で30日以上欠席した児童生徒は、何と19万6,000人を超えています。これは前年度よりも何と1万5,000人近くの子どもが不登校として増えている。これは過去最多の不登校児童の数になっているということが発表されています。

県内を見ても、不登校が1,992人、約2,000人の児童生徒が不登校になっている。この2,000人というのは、前年対比で見ますと、149人増えて、これまでで不登校の児童生徒が最多となっている、このように報道されています。県内では4年連続で増え、内訳は、小学校が618人、前年対比で60人増えています。中学校が1,374人で、前年対比で89人増えていますね。一方、高等学校は504人で、前年対比で114人逆に減少しているのが見てとれます。1,000人当たりの不登校児童の数を見ますと、小中学校では1,000人当たり22.6人で、何と全国の8番目という不登校児童の数の高さが見てとれます。高校は17.1人で、12番目に多いというのが県内の事情です。

報道によりますと、不登校の要因は、無気力、不安、生活リズムの乱れなど本人に関わる要因が目立ち、小学校では70%、中学校では61%、高校では45%そのような要因が占めているというふうに報道されています。それぞれ前年度と比べてみましても、大体10%から20%増えて、これは大きな社会問題ということは、もうはっきり見てとれるわけですね。

そこで、別府市内の不登校の児童数と、また不登校になって学校に復帰した児童の数を令和2年度で報告してください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

令和2年度の不登校児童生徒数は、小学校46人、中学校126人でございます。

支援の結果、登校日数が増えた、または登校できるようになった児童生徒の割合は、令和2年度31.4%でございます。継続した登校には至らないものの、好ましい変化が見られるようになった児童生徒を合わせますと、44.2%になるところでございます。

○23番（泉 武弘君） 私も1か月半ぐらい前になりますでしょうか、不登校を体験した子どもとその保護者の報告会に出させていただきました。本当にこういうことで不登校というのは起きるのだなというのを、その報告の中から見とれたわけですが、その際、主催しましたのが、民間のフリースクールの主宰者でした。

そこで、お尋ねしますけれども、フリースクールが不登校児童に対応しているという現実とその果たしている役割というのは極めて大きいと思うのですね。そこで、フリースクールを利用している児童の数と施設数を報告願いたいと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

現在把握できているフリースクールは、県内に 23 校でございます。そのうち別府市内は 2 校です。小学生 11 人、中学生 7 人、計 18 人が市内 2 校、市外 2 校、計 4 校のフリースクールを利用しているところでございます。

○23 番（泉 武弘君） 私が仄聞しているところでは、フリースクールの経営状態は極めて厳しい。あるフリースクールの主宰者にお会いしましたら、その方は教職に長くいて、どうしても自分の教育の価値観の中で不登校児童に人生をささげたいということで教職を辞して、今フリースクールを主宰しているのですね。その方から教えていただいた内容によりますと、フリースクールは極めて経営状況が厳しい。このままではいつまで続くか分からない。幸いにその方は、親の支援等があってフリースクールを存続できていますけれども、なかなかそれでも難しい。そして、フリースクールに通っている子どもたちの平均負担額が 3 万 2,000 円になっている。ということになりますと、経営をする側も極めて厳しい。ところが、学校に行けない子どもを抱えたゆえにフリースクールに行かせて、保護者の負担も大きい、こういうのが見てとれるのですね。

そこで、お尋ねしますけれども、現在の別府市内 2 校のフリースクールの経営実態を調査していれば、簡潔で結構ですから、報告してください。

○学校教育課参事（利光聡典君） フリースクールの支援内容については把握しておりますけれども、経営の状況については、把握はできておりません。

○23 番（泉 武弘君） これは市長、教育長にぜひとも聞いておいてほしいのですが、本来学校教育をつかさどる教育という場でこれが解決できれば大変ありがたいのですね。しかしながら、現状は民間のフリースクールにも大変力を借りている。そして、このフリースクールが年々かなり増加している。そして、経営がどこも経営が厳しいのですね。この経営状況の調査をしていないという教育委員会の答弁がありましたけれども、行政がフリースクールの運営に何らかの支援をしないと存続は難しいばかりか、今後、さらに増えるであろうという不登校児童に対応できないのではないかという危惧の念があるのですね。そこらのところは、教育委員会はどのように考えていますか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

フリースクール等民間施設の運営に対する教育行政の関わりについては、慎重に検討を行っていく必要があるものと捉えています。国・県の動向を注視するとともに、他市町村や他県の支援の内容について把握を進めていきたいと考えています。

○23 番（泉 武弘君） 年内に不登校児童支援連絡協議会を立ち上げることが、13 番議員の質問に対してあったと記憶していますが、もし間違いだったら訂正していただきたいのですが、不登校児童の……、穴井議員の質問に対して答弁がありました。このことは新聞でも報道されていましたが、フリースクールの不登校の支援に対する連絡協議会を立ち上げる、これは大変僕は評価できることだと思っています。

そこで、もう少し具体的に教えてください。支援協議会を構成するメンバー、どのようなことを協議するのか、いつまでに結論を出そうとしているのか。そして一番肝心の、その結論を次年度予算に反映できるのかどうか。その点を教えてください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答え申し上げます。

今、策定の段階ではございますが、構成メンバーは市教委関係者、また市の関係課、それと学校関係者、そして民間施設を含めた関係機関の代表の方々に御依頼を申し上げたいと思っております。また、保護者の意見もお聞きできればと今考えているところでございます。

内容につきましては、別府市及びフリースクール等関係機関の取組や課題の共有を行います。さらに不登校児童生徒支援の在り方についての意見交換を行う予定にしております。

不登校児童生徒支援連絡協議会を通して関係機関との連携を進めていきたいと考えております。

課題が明らかになりましたら、その対応につきましては、早急に検討したいと思っております。また、予算措置が必要な場合は、その検討を行ってまいります。

- 23 番（泉 武弘君） 冒頭、不登校児童の問題は顕在化しただけでも、ことさらさように大きな人員を占めているということを申し上げました。それで、もしフリースクールと今後連携をしていくということになれば、結論が出次第、どういう結論が出るか分かりませんが、結論が出て、行政が支援をするということになれば、どういう形のものが出るにしろ、次年度予算に、新年度で間に合わなければ補正でも上げる。今、顕在化しない、潜在化している子どもたちの対応まで取り込んだ対策をすべきだと私は思っています。

そこで、そのことについて私はこういうふうに考えているけれども、そういう考えでいいのかどうかだけ後で答弁してください。

それと、もう 1 点ですね。不登校児童の子どもたちがなぜ不登校になったのか。それは親御さんにも実はお聞きしました。まず最初に、子どもが学校に行かなくなったときに保護者の方が思うには、なぜ行かないの、なぜ学校に行かないの、なぜお母さんの気持ちを分かってくれないの、なぜお父さんの気持ちが分からないの。そして、その次に聞き取りをした中では、なぜこんな子どもになったのだろう、こういう思いに行くそうです。そして、最終的にはその自分の子どもの対応ができないがゆえに保護者が病気になる。こういう現状が散見されます。

そこで、文部科学省が出しているように、子どもの無気力、不安、生活の乱れなどが不登校の要因だけだろうかという大きな疑問を私は持たざるを得ません。例えば学校がやっています学力テストの問題、相談ができ、信頼できる教師がどのくらいいるのか、それから担任替えによって、今までは自分の悩みを聞いていただいていた。ところが、その教師が担任替えによって突然自分の前から、クラス担任替えになってしまって相談できない。こういうことやいじめなどが不登校の原因になっているのではないだろうか。文部科学省は、一方的に不登校の原因を不登校の児童のほうに目を、光を当てています。私はそれだけではないような気がしますけれども、学校現場の問題というのではないのでしょうか。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学力不振が不登校の原因になっている児童生徒もいるのが現状でございます。子どもが主体的に学びに向き合える授業を目指す必要があるものと捉えております。また、子どもの困りに気づき、寄り添い、社会的な自立に向けた支援を継続して行う必要がございます。担任のみの対応に終わらない組織的な教育相談体制の推進が必要と捉えているところでございます。

- 23 番（泉 武弘君） 先日、朝日小学校にお伺いしました。そのとき、大変うれしいお話をいただきました。今の学校管理者になってから——校長になってから——不登校児童がいなくなったそうです。校長が言っていましたのは、教師から見て必要な児童ではなくて、児童から見て必要な学校、来たいような学校、こういうものを自分は目標に掲げて今日まで取り組んできた。

それで、通常校長室に入りますと、校長机があって、そこの前にソファがあります。その横に会議机、これはもうほとんどがそうですが、朝日小学校ではそのソファがないのです。それは子どものために活用している。そういう話を校長がしていましたけれども、その校長の言葉で今なお印象に残っているのは、「教師にとって必要な子どもではなく、子どもにとって必要な学校でなければいけない。そのことを自分はずっと心がけて取り組んできた結果、不登校児童が現在ゼロです」、こういうことを言っていました。

そこで、問題ですが、教師の対応力に問題はないのかということについては非常に心配して

いるのですね。これは誤解のないように申し上げておきます。どの教師も一生懸命取り組んでいることは、これは否定をしない、それは事実だ。ところが、現実にはこういうふうには不登校児童が増えていっている、こういう現実があります。

そこで、これは第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（ネット調べ）、ここに極めて注視すべきことがあります。これは障がい者計画をつくるため、障がい者の皆さん、保護者の皆さんにアンケートをした中でこういうのがありました。これは障がい者に特化して書いていますが、「どのような場所で差別や嫌な思いをされましたか」、なんと「学校」「職場」が一番多いのです。学校と職場が一番多いのです、どんな思いをしたかという統計の中に。

そしてもう1つは、私も実はこの統計を見て慄然としたのですが、「あなたは、障がいのある人への市民の理解を深めるために何が必要でありますか」ということを書いている。「学校における福祉教育の充実」が何と54%を占めている。これは、一つにはこういうことが言えるのではないのでしょうか。22歳で大学を卒業して着任します。教育長ね、着任します。その日から担任になりますと、生徒が「先生、おはようございます」、帰るときに「先生、さようなら」。いわゆる最初から自分が有為な立場に立って物事を教えるのですね。そうしたら、そこで何が問題かといいますと、その教壇に立っている教師が、本当に社会経験を有しているのだろうか。

これは、市長ね、一般職員にも言えることなのです。大学を出て各セクションに張りつけられます。そこで政策をつくります。ところが、寒い建設労働現場にいる人のことや福祉現場で働いている人や、今、障がいで暮らしている人たちの生活を見ることなく政策だけをつくろうとするのですね。そこに乖離が生じているのではないだろうか。やっぱり教師にしても職員にしても、職員研修の在り方をいま一考え直さなければいけないのではないだろうかという気がしてならないのです。

教育長、今事例として障がい者の皆さんの話をしましたね。私は、子どもたちに全く問題がないと言っているのではないのですね。しかし、魅力を感じる学校に行きたいということを感じるのは、受ける側の教師なのです。そこらについて教育長はどういうお考えでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘のように、幼児教育から義務教育に入って様々な状況の子どもたち、様々な悩みや課題を抱えている子どもたちがたくさんおります。今のように教職員が学校に入って、教室の中に入りますと、もうそこに力関係みたいなものが生じまして、本当に信頼できる教師の研修というのは、初任者研修等かなり県・市の研修はしておりますけれども、人間性という面におきましては、本当に相手の立場が分かるような教師を育てることが一番肝要であろうと思っています。もちろん指導・技術力もそうでございますけれども、長年見てみますと、やはり信用・信頼される教師にならなければ本当に悩んでいる子どもたちに寄り添うようなことに、校長先生を中心にしてなければいけないと本当に思っております。

今後、十分研修については、以前は社会体験研修とかもあって、教員をいろんな職場で経験させる研修もありましたけれども、今はそういう研修はほとんどないような状況でございますけれども、できるだけ地域に先生方も出ていっていろんな人の考え方を学んで、子どもたちに本当に生きて働くような力を育てたいというふうに考えているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 建設部の部長まで上り詰めた職員が、職員研修で民間の建設会社に派遣された。それで、「何時から始業ですか」と聞いて、8時半に行ったのですね。行ったら、もう誰もいなかった。民間では8時半といっても、8時半に来ると言えないのですよ。

私も今朝来るとき、工事現場を見ましたけれども、この寒い中、皆さん方は働いている。そういう方々が納めた税金で我々は生活しているのですね。やはり現場というのは極めて、教育界だけではない、教育分野だけではないのですよ、政策をつくる職員全員がやっぱりそういう現場を研修すべきだ。そうしないと、文字を羅列し、計画をつくっても、そこに魂が入らない。これだけは市長ね、職員研修の中でぜひとも取り組んでいただきたい、このことをお願いしておきます。

それで最後に、フリースクールの実例を申し上げます。私が先ほど言いましたフリースクールでは、17名預かっている不登校のうちに7名が学校に復帰しています。それで、そのフリースクールの経営者の方が言っているのは、全ての子どもが自分らしく過ごせるような制度をつくってほしい、これが1点目です。それで2点目に、子ども支援ネットワークの活動を小中学校に周知してほしい。こういう学校もあるのですよ、こういうフリースクールもあるのですよということを周知してほしい。これが2点目。それで、さらに子どもや保護者に伝わるように支援マップをポスターやチラシにして配布してほしい。

この方がなぜこういうことを言っているかといいますと、子どもを預かって、これはより深刻な、自分がその中で尽くしていきたいという思いがものすごく強い。だから、そういう不登校の子どもを抱えている保護者の皆さんの駆け込み寺としてぜひとも自分のところを利用してほしい。だから、そのためには行政が周知徹底できるような支援体制をお願いしたい、こういうことなのです。

これは要望しておきますけれども、ぜひとも取り組んでいただきたい。このことをお願いして、不登校問題は終わらせていただきます。

さて、もう一つの今日の貧困家庭の問題ですね。大分県が令和2年に実施しています大分県の子どもの生活実態調査報告書というのが出ています。これを読まれている方、おられましたら、ちょっと挙手をしてください。

はい。子育て支援課の参事が読んでおられるということで、手を挙げたら質問されるのではないかと恐る恐る挙げているのがこちらからうかがい知れます。

これは市長ね、教育長、聞いてくださいね。大変僕も、支援課の参事からこの資料を写して読ませていただいた。今からどういうことが実態なのかということを、これをレポートで部分的に紹介しますが、なぜそうかといいますと、最初に、今置かれている子どもの状況をお互いに共通認識がないと前に議論が進まない。ちょっと時間をいただいて、しますね。

調査対象は、小学校5年生、中学校2年生、そしてその保護者を対象にしています。その対象者は3万4,266人です。それで総世帯数が1万6,722世帯です。

調査内容は、ここが一番大事なのですよ、調査内容は、年間所得が128万6,000円以上と以下に分けて調査をしています。収入区分を見ますと、年間所得128万6,000円以上が87.8%、128万6,000円以下が12.2%。こう言いますと、あ、128万6,000円以上が87%もいるかと。ここで考え違いをしてほしくないのですが、逆に県にこの調査の資料の分析をお聞きしました。128万6,000円以上というのはどこまでですかと聞いたのです。天井なしです。いわゆる上は1,000万であろうと2,000万であろうと128万円以上に入りますよ。ところが、市長ね、128万に近い世帯もたくさんあるということなのです。それからもう一つ。128万6,000円以下の家庭が12.2%と、こうなっています。ということは、128万6,000円以下で、ひょっとしたら50万円もいるかもしれない、こういう内容を含んでいるということを最初に申し上げておきます。

そこで、実際にこのアンケートから見ていきますと、このようになってきます。「自分の専用の勉強机があるかないか」。「非困難世帯」と「困難世帯」というふうに県は表示していますが、「非困難」というのは128万以上ということですね。そして「困難世帯」と

いうのは128万以下ということです。最初におことわりしておきます。

非困難世帯は、「自分専用の机を持っている」のが84.45%、困難世帯は73.35%、もうここに大きな違いが出てきます。そして、「誕生祝い等をやってもらっているかどうか」。非困難世帯128万以上の家庭では91.55%が誕生祝いをやってもらっていますよ。ところが、困難世帯では84%しか誕生祝いをやってもらっていない。

そして、ずっと見ていきましたら、「毎日兄弟姉妹、おじいちゃん、おばあちゃんの介護をしていますか」という問いかけに、128万以上の世帯は16.8%がしていますよ。ところが、128万以下は約20%の子どもがおじいちゃん、おばあちゃんたちの世話をしている、こういうことになります。

これから先、教育長、特に注意して聞いてください。「毎日一緒に食事を食べるかどうか」という問いかけをしています。非困難、いわゆる128万以上は62%と一緒に朝食を食べています。ところが、128万以下は48%しか親と食事をしていない。それでは「夕食はどうですか」。ここでは市長ね、大きな差が出ています。128万以上の家庭では約84%がみんなと一緒に食事していますよ。ところが、困難世帯では79%しか一緒に食事をしていない。これが、後ほど議論します貧困の連鎖という部分で大きな影響がある。さらに、教育長ね、「宿題を見てもらう人がいるかどうか」という問いかけがあるのですね。ここでは、128万以上が17.65%の人が見てもらえますよ。ところが、困難世帯では13%しか見てもらう人がいないという結果になっています。これは後ほど申し上げますが、貧困家庭では10歳を曲がり角にして学力がぐんと落ちてくるという統計があります。ここに僕は起因しているのではないかということに危惧しています。

そして、これは衝撃的だったのですが、「授業を理解できますか」、こういう問いかけをしています。「分からないことがよくある」、「時々ある」というふうに分けています。そして、128万以上は23%が分からないことが時々ありますよ。ところが、生活困難世帯は31%の子どもが「分からない」ということに回答しています。

さらにずっと見ていきますと、学校の楽しさ、これは「とても楽しい」、「少し楽しい」というふうと一緒にして統計を出しましたけれども、128万以上の所得を持つ家庭では、42%近くが「楽しい」と答えている。ところが、生活困難家庭では38%しか「楽しい」と答えていないのです。

貧困の連鎖の中で、自分の主体性を発揮できないという項目があるのですね。これが次の設問の中に出るのですね。「自分にはよいところがあると思うか」という質問に、128万円以上の家庭では32%があると思う。ところが、生活困難家庭では26%しか答えていないのだ。自分によいところがあるか、問いかけに26%しか答えていない。

これは市長ね、生保を預かる生活支援課とぜひとも協議してほしいのですが、ここに「あなたの経済状況はどうですか」という問いかけがある。「大変苦しい」というのが、128万以上所得の家庭ではわずかに4.8%です。ところが、生活困難世帯に移りますと、50%近くが「生活が苦しい」、こう答えています。

それで、これをさらに深掘りしていきますと、こうなってきます。「大変苦しい」、「やや苦しい」を合わせますと、128万以上の世帯では16.12%が「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答しています。ところが、128万以下の生活困難世帯では47%が「大変苦しい」、「やや苦しい」と答えているのですよ。半数近くがそういう現状なのです。これは県が実施した調査ですから、私の私見や私的感情は移入できません、数字が全てを物語っていますから。

そこで、今日後段で議論します「電気・ガス・水道が止められた」。128万以上の家庭では0.2%しかありません。ところが、128万以下の家庭では9.3%が「電気・ガス・水道が止められた」、こうなっています。そして、これは身につまされることですが、「必要

な食料品が買えなかった」という家庭の比率を見ますと、128 万以上の家庭は 0.55%、1%にも満ちていません。ところが、「必要な食料品が買えなかった」という生活困難世帯が 35.3%。これが現実なのですね。「家賃やローンが払えなかった」、これは非困難世帯では 1%ないのに対して、困難世帯では 35%もその比率があります。「税金が払えなかった」、この比率を見ますと、非困難世帯 128 万以上で 1.7%、それ以下になりますと、50%が「税金が払えなかった」、こう回答しています。「電話代が払えなかった」、困難世帯は 4 分の 1 が電話代が払えなかったのですよ、払えなかったことがあるのですよと、こう言っています。

次のは、ああ、そうなのだなという、本当に僕もこれを見て何とかしなくてはと思ったのですが、「子どもに新しい服を買うことができなかった」、128 万以上の家庭では 1.65% に対して、生活困難世帯では何と 64%がそう言っている。

これは教育長が実数をつかんでいると思いますが、「学校の遠足や修学旅行に行かせることができなかった」、128 万以上は 1 世帯もありません。困難世帯が 2.45%あります。「給食費や教材費を払えなかった」、128 万以上はほぼゼロ、困難世帯は 21%も給食費や教材費が払えなかった、このようになっています。

それで、次の問題が将来的な貧困の連鎖につながっているというふうに見てとれますが、「塾や習い事に通わせることができなかった」、非貧困 128 万以上の世帯では約 5%、ところが、困難世帯では 63%を占めています。

今からののは、議場にいる皆さん、ぜひとも重く受け止めてください。保護者の方に、「あなたのお子さんは進学することができそうに思いますか」という設問に対して、「そう思う」と答えたのが、128 万以上の家庭では 60%、ところが、生活困難世帯ではわずか 38%しかいない。それでは「お子さんが進学できそうですか」という設問に対して、「そう思わない」と否定したのが、128 万以上では 5%、困難世帯では 14.7%。これは何を物語っているか。生活が安定しない、収入が安定しない、将来の生計が立たない。だから、子どもに対して、「お父さん、高等学校に行っていいいの」、聞かれたときに保護者が確信を持って「行っていいいよ」と言えないのが、ここに見てとれるのですね。

今、これは県が調査したものをかなりの時間を割いて皆さんに聞いていただきました。市長、今の実数を私が説明しましたけれども、市長、率直な感じを答弁してください。

○市長（長野恭紘君） お答えをいたします。

一番初めの数字を聞いて、128 万円収入が、128 万円以下の世帯が 12.2%、この数字を聞いて本当に自分自身も愕然とするというか、現実はやっぱりそうなのだなと思いましたし、私も、教育委員会ともよく貧困世帯、貧困を断ち切るにはどういうふうに具体的な政策をしっかりとやっていくべきかということは、常にお話をさせていただいておりますけれども、しかしながら、別府の子どもたち、保護世帯、準要保護世帯、非常に多いというふうに私も認識をしております。

いろいろな対策が必要なのだろうというふうに思いますし、様々な課や、教育委員会だけではなくて様々な、市長部局も含めて複合的で手厚いできる限りの子どもたちの将来のためには対策を取っていかねばいけないというふうに、議員からの御指摘を受けて改めて実感をしますし、子どもたちが生まれて貧困、いわゆる経済的な格差がそのまま教育格差になってしまう、そして、それはずっと続いていくというこの貧困の連鎖は、やっぱり機会は、チャンスは平等に与えられるべきだというふうに思いますし、子どもたちの将来をできる限りしっかりと明るく照らしていくのが、大人の責任であって、行政の責任であるというふうに思っていますので、この点においてしっかりともう一度認識をし直して、どういうことができるかということ、できる限りの力を尽くして頑張っていきたいなというふうに改めて実感いたしました。

○23番（泉 武弘君）今の答弁を聞いて、そのとおり理解すれば、これでもう質問を終わります、というふうに申し上げてもいいのですね、同じ方向を向いているわけです。ただ、もう少し議論を掘り下げなければいけない課題が何点かあります。

そこで、今や答弁遅しというふうに待っています子育て支援課の参事にお尋ねしますが、別府市の貧困家庭の、生活困難家庭の実態調査をしたことがあるのかどうか。これを簡潔に答弁してください。

○子育て支援課参事（内田千乃君）お答えいたします。

現時点で別府市としては、貧困家庭児童に特化した調査はしておりません。

子ども・子育て支援事業計画の更新に合わせて令和5年度に実施する調査において、貧困に関する調査項目の追加を検討しております。

○23番（泉 武弘君）そこで、市長も今答弁で、「貧困の連鎖」と言いましたね。これを市長ね、家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析、公益財団法人日本財団が分析したのがあるのです。これは、非認知能力というのは、いわゆる自制力ですね、自分を律することで勤勉性とか外交・社交性とかですね、いわゆる協調性。家庭の経済格差と子どもに及ぼす自制力とか勤勉性とか社交力とか協調性について、2万5,000人を対象にして大阪のある市が調査をしている。これから要約してみますと、こうなるのです。私も、ああ、なるほどな、そういうことが必要なのだなというのを感じましたけれども、ここに分析が出ています。

最初に申し上げますが、この基礎データを用いたのは大阪の箕面市です。箕面市は、箕面市子ども成長見守りシステムというものを実はつくっています。それで、この調査対象者は、箕面市に住むゼロ歳から18歳の子どもまで約2万5,000人を対象に貧困の状況、就学状況、成績、健康、家族、こういうものを全部データにしています。2014年の上半期・下半期、2015年の上半期・下半期、2016年の上半期・下半期の合計6期間を調査対象としています。それで、その中で、このビッグデータによって何が見えてきたのか。

何が見えてきたのかということがここに出ています。貧困を背景とする学力格差は、小学校の初めからスタートしますよ、しかし、大きく差が開くのは小学校4年生の頃から大きな差がついてくるのですよ。

2つ目に、年齢が上がるにつれ貧困世帯は低学力になりますよ。それから非困窮世帯、さっき言った128万以上は高学力へ伸びていきますよ。ここで貧困世帯と非貧困世帯の学力格差が、このデータから見てとれるのですね。低学力の子どもが低学力層から脱出できる可能性は、学年が進むにつれてその可能性は少なくなっている、こういう分析です。ゆえに、早い時期に貧困家庭に対する支援を強化しなければ、負の連鎖、貧困の連鎖が止まらないということを、こう言っているのですね。

それと、もう1つの——市長——問題はここなのですね。いわゆる非認知能力ということ専門用語で言っていますが、要するに自制力、勤勉性、社交性、協調性、こういうものが128万以上の家庭に住んでいる子どもと128万以下に住んでいる子どもで大きな差がありますよ。それが、ひいては進学・就職になった場合、高等学校の退学率に影響していますが、数字に出ている。職を転々としますよ、こういうことが出ているのですね。

だから私が申し上げたいのは、今、教育委員会が持っている資料としては、いわゆる学校給食費を納めていませんよ、不登校の子どもがいますよ。それから市長部局が持っているのは、生活保護家庭で有子家庭、いわゆる生活保護家庭の中で子どもがいる子どもですよ。それから家賃、市営住宅の家賃滞納問題、それから民間のガス供給ストップの問題、それから水道企業管理室のいわゆる給水停止問題。こういうものを、情報を皆さんは持っているのです。この一元化はできているのですか、どうですか。一元化ができているかどうか。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

子どもの貧困対策として、子どもの置かれた環境を把握するために私的な情報についての一元化は図られておりません。

国が貧困対策を考える指標でも上げている項目であり、子どもの環境を把握するためには、それぞれ重要な情報であると考えます。

○23番（泉 武弘君） 片方で市営住宅家賃滞納しているのですよ、ガスも止められているのですよ、電気も止められているのですよ、岩田管理者が不本意ながら給水停止をしたのですよ。こういう片方でいろいろな事象があります。ところが、その情報が一元化され共有されていないから、対応が顕在化、その問題が顕在化してきたときに対症療法的に今やっているのですね。今見ているとそういうことなのです。

市長ね、もうあなたにお聞きするのが一番早いから。私は、やっぱりそういういろいろなデータがありますね、データの一元化をしないと、出生児から18歳になるまでの子どもの問題、対症療法的にやるだけで、一元化した18歳になるまでの子どもの対処ができないというふうに考えるのですけれども、市長はどういうふうに考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

先ほど担当の参事からお話しありました。私もデータに基づいてしっかりとした対策を行っていく施策をしっかりと横串を刺してやっていくというのは、これは重要なことだというふうに思っています。その中でデータに関して情報の一元化、そういうところから読み解くそれぞれの状況というものが、実態が見えてくるということは、私もこれはそのとおりだろうというふうに思っています。今までは、だからといって怠ってきたわけでは現場レベルでは全くないというふうに思っておりますけれども、今まではどちらかというと、その児童生徒からいろいろなデータが見えてくる。これから先は、やはりデータを先に読み取って横串を刺して、そのデータからいろいろな先を見越したデータを取って、そこから対策の解決につなげていく、こういうことが子どもの貧困対策に非常に重要だろうというふうに思っておりますので、どこまで共有するかというのは、これはいろいろと難しい問題があるかもしれませんが、情報の一元化というのはしっかりとやっていくべきではないか、今後重要なことであるので検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 今、世界でコロナ対策、コロナというものが大変世界的危機になっています。これを否定するつもりはありません。しかし、市長ね、もう1つの視点として我が国が存立していくのは、母体になる子どもなのです。出生数が、僕の考えが間違っていなければ昭和24年に大体年間274万人ぐらいの出生数だった。今、80万人を割り込んでいるのです。3分の1ですよ。それで、片方で貧困、いわゆる生活困難世帯というのが存在しながら、その子どもたちに対して対症療法でやっていっている。例えば産前産後ケアの問題、これとて大変重要な問題なのです。産み育てるということに対する安心感をその女性の方がどう思っていたか。これは市長、待ったなしだと思います。

ところが、昨日のツイッター、橋下徹さんのツイッター、立憲民主党の泉さんのツイッターのやり取りを見ていました。まあ、何というお粗末な国でしょうか。自分らが月額100万円の文書交通滞在費をもらって、領収書もつけません、その利用用途についても報告できません。これに対して橋本、前、知事の橋下徹さんがこう言っています。「地方議会を見習え。地方議会はそういう領収書の添付がなければ政務調査費、政務活動費は交付されないのだ」。もう市長ね、これはお笑いといしか言いようがないのですよ。本当、お笑いといしか言いようがない。100万円もらって、片方で貧困世帯がこれだけいる。なのに、政府はそれに対して抜本的に取り組まない。これは「貧困」という名をあえて使う、「政治の貧困」です。

もう繰り返す必要はありません、政治の要諦というのは、富める人からは富めるだけの税金をもらいます。そして、それを再配分して、社会的に弱い立場の福祉という形で転換をしているのですね。その審議をする人が、月額 100 万円の文書交通滞在費をもらって、いまだにどうするか、もう本当、話になりません。

最後に、このことを報告しておきますね。市長、参考にしてくださいね。これ、大阪の箕面市が、子どもの貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究報告書というものをしています。これに調査研究の概要というのが冒頭出ています。生活困窮世帯の子どもたちが自らのハンディを打ち破り社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校などが各種機関と連携し、乳幼児から小中学校、高等学校卒業の時期に至るまで、切れ目なく子どもの状況を把握し、サポートし続けることが必要である。そのために、子どもの貧困対策に関する研究や箕面市における子どもの……、定期的に見守り対象者を判定し、早期に必要な支援を行うために、子どもの貧困対策に資する支援システム「子ども成長見守りシステム」を構築した。また、そのシステムの運用の在り方について実証的に研究するとともに、見守りシステムを活用することで生ずる波及効果について推計を行う手法を研究した。

これに対して日本財団は、1 人の生活困難者が発生することに伴う経済損失というものまで実は算出しています。私もそれを見て、こういう生活困難者の負の連鎖というのは、こういうところにも及ぶのだ。それ以上に、市長ね、今、「フードロス」という言葉がありますね。今、別府市に約 10 か所子ども食堂があるのですよ。ところが、この 10 か所の子ども食堂ね、どこも経営が苦しいのです。もう分析しましたが、「子ども食堂」とは言っているけれども、大人だけのところ、例えば産期休暇だけ、土日だけとか、こういうふうに限定しているのですね。いわゆる我々がイメージする子ども食堂ではないのです。

そこで市長ね、これはもうあなたにあえて答弁を求めるわけだけれども、片方でコンビニ、スーパー、ホテル・旅館、ここでは使わない食材、その日賞味期限切れになる直前に廃棄するもの、こういうものがすごい量なのです、もうデータを頂いていますけれども。これを何とか子ども食堂等に利活用できないのだろうか。そういう連携の長に行政がなれないだろうかという強い期待を持っていますけれども、市長はどう考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

社会福祉協議会を中心にフードドライブというのを結構やっているのですが、そういう中においては、各子ども食堂とは連携をして今現在でもやらせていただいているという現状はありますけれども、とは言いながら、集まってくる食材というのはやはり限られているのが現状ですので、今、議員言われるように、コンビニをはじめ、今食品に係る組合から廃棄する直前というか、ある程度期間があるやつも含めて、これ、子ども食堂というか、困っている子どもたちというふうなことで御提供いただけるような話を今社協を中心に、当然これは行政も関わりますが、させていただいていますので、そのうまいマッチングをしっかりとっていく仕組みをつくっていくべきかなというふうなことは、ずっと前から思っておりましたので、この御提言をいただきながらしっかりこれ、どういうふうなことができるか考えていきたいというふうに思います。

○23 番（泉 武弘君） 市長の答弁、僕も非常に高く評価します。これは市長ね、今から年越しになりますね。年越しで年越しの食材が調達できない人が片方にある。ところが、年越しで多量の食材を購入して食材ロスを出すであろうという旅館・ホテルがたくさんある。年越しに間に合うようにコンビニ等をお願いしていただけませんか。これはコンビニ組合等を通じて社会福祉協議会とも連携してやっていただきたい、このことをお願いします。

それから、もう 1 つ。自治会連合会、自治委員連合会、社会福祉協議会、それからあらゆる団体を連携してこの貧困対策はやらないと、行政だけで解決できる問題では決してあ

りません。

市長ね、やっぱり行政が主導してそういう方々に協力に参加してもらう、このことが僕は一番大事だと思っています。勇断を持って次年度、「お、こんなに別府市というのは食品ロスと食材が足りないもののマッチングがうまくいった、さすがだな」と言われるような対応をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○18番（平野文活君） それでは、質問をさせていただきます。

質問に先立ち、議長に資料の配付を許可願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松川章三君） はい、どうぞ。許可します。（資料配付）

○18番（平野文活君） それでは、質問させていただきますが、今資料を配付しました。表に文書1、文書2、そして裏に文書3というのがあります。これは小倉グリーンハイツという極めて地域が限定された問題なのですが、非常に重要な今局面にあると思いますので、かなりここに力を入れて今日は質疑をさせていただきます。

平成23年の3月議会で私は初めてこの地域の問題を質問し、以来、何度も質問をさせていただきます。そして、市長はじめ市の関係者も努力をして、平成28年から約10年の計画で地籍調査と組み合わせて市道への移管と道路工事を進めると、そういう大きな方向性としては示されてまいりました。

私は、これは「別府方式」と言っていよいよ全国にも私道のままで困っているというような路線はたくさんあると思うのですね。それを住民負担なしで解決の方向を出したという点では、全国に生きる教訓ではないかなと、私はそう思っております。非常に英断であります。

そういう方針の基に各地権者の立ち会いの下で地籍調査というのは、ほぼ終了しました。ところが、肝心の道路の工事がなかなか進まないという現状があります。前の9月の議会でも質問いたしまして、市長からも、約束した以上は、少し遅れるかなという思いはあるが、できるだけ早く期待に応えられるように進めていきたいというような答弁がございました。

ところがです。ところが、この9月の議会の終わったのが9月27日ですね。その直後に、9月30日の朝に突然団地内の上水道を管理している業者から、この文書1というのが配られた、全戸に配布されたわけでありまして。読んでお分かりのように、いきなり事務所を閉鎖するというふうに書かれてあります。

そして、また同じ日に文書2というのが配布をされました。個人名は黒塗りで消してありますが、これまで水道の業務に現場で従事をされてきた責任者の連名になっております。書かれている中身は非常に重大なことで、会社の代表者と連絡が取れないとか、自分たちも解任をされたとか、この状態では水道管理など今まで携わってきた業務に携わることができない。今後はほかの業務に専念したいなどですね。要するに水道業務からは手を引くというようなことが書かれてあるわけでありまして。毎日の飲み水に関わることでございますので、住民の皆さんから、「水道は一体どうなるのか」という声が一斉に上げられました。

そこで、改めて監督官庁である市役所の環境課にお伺いをしたいと思います。この小倉グリーンハイツの専用水道というのは、いつ設置されたのか。給水対象の世帯・人数は幾らかというのをお答え願いたいと思います。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

当該地の専用水道の届出によりますと昭和38年1月から給水開始されたとの記載がございます。また、当該専用水道の給水世帯は不明であるものの、給水人口は令和3年3月末現在で441人でございます。

○18番（平野文活君） 昭和38年からということですから、今年で58年目を迎えます。相当施設は老朽化しているというふうに思われます。

本来、専用水道というのは、届けを出さなければいけません、水道法によって。この届けというのは、いつ出されておりますか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

専用水道の指導監督業務が県から市に権限移譲されました平成25年4月1日以降ではございますが、旧経営陣の事業者に対する再三再四の継続的指導によりまして、平成28年12月に届出がなされたところでございます。

○18番（平野文活君） 昭和38年から営業開始しながら、届けが出されたのは平成28年、わずか5年前ですね。約53年間も無届けで運営されてきた驚くべき実態があります。こうした無届けで水道事業というのを営業することができるのでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

当該専用水道施設の設置から平成25年4月までの間は、大分県が所管しておりましたが、水道法の一部改正による専用水道及び簡易専用水道の権限移譲並びに飲用井戸等の衛生確保につきましては、平成25年4月1日から市に権限移譲されたため、専用水道の届出の指導を旧経営陣の事業者に対しまして継続的に行ってきたところでございます。

県への聞き取りによりますと、開発当時におきまして、別府市の給水区域外であった当該地に開発事業者が独自に設置した水道施設であり、専用水道の設置申請を行わずに給水していたことから、何度も現地に赴き旧経営陣の事業者に対して指導を継続して行ってきたとのことでございます。特に平成20年からは旧経営陣に対する立入調査を何度も敢行し、文書による指導など行政指導も重ねて行っているとのことでございました。

本市といたしましても、平成25年4月に権限移譲を受けてから県と同様に旧経営陣に対して引き続き指導を行った結果、平成28年12月に届出を受領したところでございます。その届出により水道技術管理者の設置が確認できたことから、従前から適正な水道管理が行われていたと再認識するとともに、現在までの水質検査による水質に問題を生じていない結果も踏まえまして、継続的な指導監督を行ってきたところでございます。

新経営陣の事業者に対して、今後とも当該専用水道による給水に対しまして、住民が不安を抱くことのないようにサポート・協力してまいりたいと考えております。

○18番（平野文活君） そういう経過で今日に至っているということですね。新しい経営者になったわけではございますが、現時点で水道技術管理者というのは置かれているのでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

当該専用水道の水道技術管理者は、事業者側の内部事情により現在も不在であることを認識しておりますが、新たな水道技術管理者を設置すべく鋭意努力している旨を事業者側よりお話をいただいているところであり、本課といたしましても、一刻も早く管理者を設置するよう連日連絡を取りまして、新経営陣の事業者に対し指導を行っているところであります。加えて、新経営陣をサポート・協力することにより住民に安全で衛生的な水の供給を図ってまいりたいと考えております。

○18番（平野文活君） この水道技術管理者というのは、水道法の19条で「置かなければならない」と規定されております。いわば営業するための必須条件なのですね。そして、この技術管理者というのは資格が要りまして、4年から10年の実務経験、それから日本水道協会が行う6科目73時間の講習などが必要であります。なかなかすぐ誰でもいいというわけにはいかないものでありまして、現経営者も苦慮しているのではないかと察したいと思えます。ただ現状は、そういう異常な状態だということをやっぱり管理監督官庁として認識をすべきだというふうに思えます。

ここからは水道局のほうと建設部との議論にしたいというふうに思いますが、この小倉グリーンハイツのように市の水道が入っていない、そういう地域の世帯と人口、どれくらいか教えてください。

併せて、今回の事態を受けて住民の皆さんの中には、これまでの方針としては道路整備を行ったと同時に水道の問題も解決したいという方向が出ていたのですが、住民の皆さんからは、今回の異常な事態の中で、道路整備を待たなくて水道を先行して引き取ってほしいという声があるのですが、そういうことは可能でしょうか。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

まず、給水人口に入っていない人口ということでございますが、令和3年3月31日現在の数値でございますが、本市の行政区域のうち給水区域外の世帯人口と給水区域内において専用水道や井戸などを使用している世帯人口を合わせますと1,251世帯、人口は1,862名でございます。

なお、引き続き引き取ることが可能かということでございますが、上下水道局がこの水道施設を引き取るためには、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、今後の維持管理に支障が出ないような施設であることと、またトラブル防止の観点から、別府市道に認定されていることが前提となります。しかしながら、住民の方々が不安に思っていることも十分承知しておりますので、市の担当部署やグリーンハイツの水道施設の所有者とも連携を図りながら、技術的なアドバイスなど今後協力していきたいと考えております。

○18番（平野文活君） 山間部が大半だというふうに思いますが、それだけの給水地域があるということですね。ところが、市街地なのに441人もの方々には市の水道が届いていないというような今の実態ですね。これを一刻も早く解決しなければなりません。しかしながら、今答弁があったように、住民の皆さんが言うような、市有地になる前にそこに市の水道施設を入れる、これはちょっと不可能だということでございます。

そこで、やはり市道に移管をする——道路をですね——ことが結局前提になるわけで、道路の問題についてどこまで進んでいるか改めて教えていただきたいと思っております。

9月の議会のときに、第1、第2のブロックの地籍調査は、法務局送付、登記のほうを終了したというふうに答弁がありました。

裏の文書3の地図を見ていただきたいというふうに思いますが、第1ブロックというのが、太い実線で囲んでいる、ちょっとひょうたんのような格好をした地域でありますね。これは平成29年の2月に地籍調査に関する住民説明会で市が配布をした資料に少し手を加えてありますが、この太いブロックの地域が第1ブロックでございます。その下に小倉地区があり、さらにその下に南野地地区というのがありますが、これが第2ブロック、さらに第3ブロックということになりますね。

この斜線で、これは私が加工したところでありますが、囲ってあるこの斜線の部分がほぼいわゆる小倉グリーンハイツという団地になっております。

そこで、今回の事態を受けて住民の皆さんの声を聞く中で、私も改めて再認識をさせられたのですが、地籍調査の立会いをしたということで、所有権は既にもう市に移転したと、こういうふうに理解している人が意外に多いということが分かりました。しかし、実際はまだその所有権は移転していないのですよね。この所有権移転というのはどういう手続が必要なのか、まず御答弁願いたいと思っております。

○都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

地籍調査業務におきましては、相続や交換などの所有権移転登記の手続はできないことになっております。また、今回の地籍調査業務で行った登記は、あくまでも土地所有者の承諾を得られた方のみ宅地部分と道路部分の土地を分筆登記しているところでございます。

そこで、所有権移転の手続についてですが、土地を寄附していただける方につきましては、寄附申込書、土地寄附証書、登記承諾書兼登記原因証明情報、印鑑証明書の書類を提出していただければ、市のほうで所有権移転の登記を行うこととなります。

- 18 番（平野文活君） 今までは宅地部分と道路部分が同じ民間の所有地になっていた、分筆されていない。そういう状態を宅地部分と道路部分を分離するというこの地籍調査を通じてそういうことができたわけですね。しかしながら、この道路部分の所有権は、依然として民間の方のものになっているわけで、今言われたような手続を踏まなければ市に寄附するということにはならないということですね。そここのところをやっぱり正確に住民の皆さんに理解をしてもらう必要があります。

そこで、第1ブロック、あるいは第2ブロックでもう既に地籍調査が完全に完了したという地域で、道路部分の寄附をお願いしなければならない、そういう地権者の人数はどの程度おられるのか紹介してほしいと思います。

- 都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

地籍調査業務におきましては、道路部分の土地分筆を承諾してくれました土地所有者につきましては、第1ブロックが法人8社、個人38名で、筆数としましては52筆となっております、第2ブロックにつきましては、法人が6社、個人104名で、筆数としては132筆となっております。

- 18 番（平野文活君） そういう状況ですから、まずは第1ブロックから寄附のお願いをしていただき、さらに市道への認定と、こういう形になっていくわけですが、ぜひこの52筆の地権者の方々へのお願いを急いでほしいというふうに思いますが、いつから始めるつもりでしょうか。

また、この第1ブロックの道路の長さほどの程度なのか。また、その道路整備が行われるまでの手順といたしますか、それはどういう手順になるのかお答え願いたいと思います。

- 都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

第1ブロックの道路整備の延長は約1,700メートル程度になるものと考えています。先ほども申しましたが、道路整備をする前提としましては、地元の皆さんの個々の協力の下に土地の寄附が必要となりますので、逐次お願いをしていきたいと考えております。

また、道路整備につきましては、寄附受納の状況によって変わりますので、明確な時期は申し上げることはできませんが、寄附を頂きました区間につきましては、市道認定を行い、国の交付金を活用し、詳細設計後、工事の着工となります。

- 18 番（平野文活君） そういう手順で道路の工事が始められるということでございます。第1ブロック全体では1,700メートルということでございます。

ちょっとここは再度の確認なのですが、その手続を開始する路線は、いわゆる市道につながっている区間ということから、そこから始めるということは確認させていただいていいですか。

- 都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

議員言われるとおり、市道に接地するところから順番に起工していただく予定でございます。

- 18 番（平野文活君） それを確認した上で次に進みますが、これは平成28年の2月23日ですね、いわゆる鶴見地区地籍調査事業計画等説明会という住民説明会が資料でございますが、その中の一番最後に、道路整備計画の概要説明という項目があります。そこにはこう書いてありますね。「地籍事業完了後、位置指定道路……」、これは民有地のまま道路としているという意味でしょうからね、「位置指定道路等の所有権移転登記を行い、市道認定した後に側溝、舗装等の道路整備工事を施工いたします。事業予定期間は、平成32年度から開始いたします」、こういう記述があります。住民説明会では、おおよそ第1ブロッ

ク、第2ブロック、第3ブロックそれぞれのブロックで3年かけて道路を整備する。ですから、合計でおよそ10年計画と、こうなったわけであります。

平成32年度から開始しますとありますが、今は平成33年度ですので、しかも、現時点でもまだ、先ほど答弁がありましたように、寄附をいつから始めるか、工事がいつから始まるか、それは明確には言えないということでありますので、相当遅れているわけですね。そういう中で今回の事態が起こっているということも改めて当局には確認をしていただきたいというふうに思うのですが、再度ここで水道局にお聞きしたいというふうに思います。

さっき言ったような手続で市道に、この区間は市道に認定できたと、工事を始められるようになったと、こういう前提で考えたときに、その工事と同時に、道路の工事と同時に水道も市の上水道を入れていくというふうに考えて、そういうふうに理解してよいですか。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

今後の話になりますけれども、水道施設の所有者と協議をしながら、どのようにしたら住民の皆様にとりまして一番いいのかを含め協議してまいりたい、このように考えております。

○18番（平野文活君） そこで、提案があるわけであります。文書3の地図を見ていただきたいというふうに思いますが、この第1ブロックのひょうたん型の実線のほぼ真ん中に黒い点を打っております。それは私が加工したわけでありますが、斜線のいわゆるグリーンハイツの一番下の端になりますね。ここに今の業者が設置した水源があり、そこにタンクがあるわけですね。ここを起点にしてグリーンハイツ全体に、いわゆる専用水道を張り巡らせて全体に給水をしているわけであります。ですから、この……、そして高速道路がずっと通っておりますが、その高速道路の側道のような形で市道がずっと通っているわけですね。このタンクも市道に面しているわけであります。ですから、ここから道路の整備工事をぜひ急いでほしい、ここから始めてほしいと。そうすれば、これは私が今勝手に考えていることですが、そうすれば、市の水源の水を今の専用水道の配水管を使って全体に給水することができるのではないかとというふうに考えるわけであります。そして、市道の認定路線が、区域が広がるごとに新しい水道管、老朽している今の施設を新しい水道管に替えていくという方向といたしますか、こういうやり方が一番現実的な方向というふうに考えているわけです。

しかし、それをするためには、今の専用水道を設置している会社、株式会社別府スパサービスとの交渉が必要ですね。そういう方向をぜひ探っていただきたいというふうに思うのですね。なぜそういうことを私が言うかということ、先ほど、最初にこの文書1、文書2を示しました。そして、環境課からも答弁がありましたように、法的に置かなければいけない水道技術管理者も現状は置いていないというような状況で、私は率直に言ってその会社も困っているのではないかなというふうに思います。この専用水道が今後、将来にわたって営利事業としての将来性が大きいかということ、そこもなかなか大変といたしますか、要するに給水地域が限られているわけですから、営利事業としての可能性も非常に問題があるのではないかと。その中で老朽化した水道施設を維持管理して、そして住民には絶対的な条件として安心・安全な水を毎日毎日供給しなければならないわけであります。しかも、先ほど言いましたように、非常に資格が必要な水道技術管理者というのを今から探して配置をしなければならない。そういうことを考えたときに、今の設置者も非常に苦慮しているのではないかなということをおは勝手に思うわけであります。

そういうときに市役所が、市長の地元でもありますし、率直にその会社との話し合いを水面下で重ねていきながら、私は、さっき言ったような、あの水源のところから工事を始めて、そこからまず市の水が全域に渡れるようにしながら、だんだんと市道が広がるごとに改善されていくというふうに進むのが一番いいのではないかとというふうに考えている

わけで、ぜひそうした、どういう解決策があるのか、市役所には本当に真剣に検討していただきたい。何よりも水を飲まざるを得ない住民の皆さんのために考えていただきたいというふうに思います。

答弁がなければ次に移りますが、いかがでしょうか。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

今、グリーンハイツに設置しております専用水道でございますが、あれは専用水道のため、局としては今のところ状態を確認できていない状態であるため、今後、そのようなことを含めながら協議してまいりたい、そのように考えております。

○18番（平野文活君） 私が今勝手に言ったことでございますが、かなりその気になればできるのではないかな、こう思って提案をさせていただきました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。次の項目は、いわゆる長野市政の下で市民の負担が増え続けているのではないかと。どの分野でどの程度増えているのか検証したいと考えて項目を上げました。

この議会でも、市報に載せられるいわゆる「創」といいますか、長野市長のコメントが話題になっておりますが、私も何回か指摘させていただきましたが、2期目の最初の市報のときですかね、令和元年の6月号でこういうふうにしたわけですね。別府の基幹産業である観光で稼いで、その分を福祉に充てるという好循環をつくらなければなりません。そうしなければ福祉政策も行き詰まっていきます。その理想実現のためには、厳しい現実がある。正直に皆様にお示しをして、痛みを分かち合いながらも前進したいと、こういうふうに書かれてあった。非常にこの言葉は私も注目をしたわけでございますが、この「痛みを分かち合う」ということについては、2期目だけではなくて1期目からも私は始まっていたなという、振り返っております。

そこで、介護保険料の値上げの問題をお伺いしたいのです。平成29年までの第6期計画の保険料基準額は月額5,739円でした。ところが第7期、平成30年から基準額205円値上げされて月額5,944円になりました。令和3年からの第8期は据置きをされておりますが、そういう形で第7期で値上げされたわけですね。この値上げによって介護保険料の負担がどれくらい増えているか、説明をしていただきたいと思います。平成29年度と平成30年度の現年度分の介護保険料の推移ですね、示していただきたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

平成29年度現年度分の決算額は23億8,913万3,900円、平成30年度は24億9,742万1,800円でございますので、収入増につきましては1億828万7,900円となります。

○18番（平野文活君） 介護保険料の第1号被保険者というのは65歳以上ですね、の負担が約1億円年間増えたわけでありまして。その後、令和元年、そして2年の決算では、介護保険料の現年度分は減っております。これはなぜでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

保険料収入が下がる原因は、所得の増減や家族との同居の廃止など幾つか理由はあると思いますが、この第7期の保険料収入が下がった理由としまして、国が平成31年10月から消費税が10%に引き上げられたことによる緩和策として、非課税世帯を対象に——主にですけれども——平成30年度より段階的に軽減していることが主な要因と思われまして。

○18番（平野文活君） 今、所得段階1、2、3と、いわば低所得者層の方々には若干の軽減があったということで減っておりますが、同時に消費税の負担が加わったわけですね。この所得階層以外の被保険者は、介護保険料の値上げと消費税増税両方の負担を受けているということにもなるわけでありまして。

そこで、介護保険の会計が先行きが不安だということで、先ほど言いましたように第7

期から介護保険料を値上げしたわけですね。ところが、その結果、介護保険会計がどうなったかということなのですが、基金が増え続けておる。値上げする前の平成29年度末の基金が約6億6,000万円あったのですね。その後の基金残高の推移を御答弁いただきたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

別府市介護給付費準備基金積立金の残になりましたは、各年度末時点で平成30年度が9億1,913万1,106円、令和元年度が9億2,007万2,918円、令和2年度が10億7,094万805円でございます。

○18番（平野文活君） 今御答弁ありましたように、平成29年から令和2年までの3年間に約4億円も基金が増えておる。これは結果的に見ると、これは私流の解釈であります。第7期からの値上げは必要なかったのではないかというふうに考えておりますが、いかがですか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護保険料は3年に1度、その時々における給付費の状況や施設整備方針、また介護報酬改定の影響などを全体的に考慮し、将来推計も含めながら策定委員会において協議し決定をしております。

なお、基金残につきましては、先般の予算決算委員会においても答弁させていただいたところでございますけれども、第8期計画策定時の協議において、給付費は増加傾向にありましたが、基金を5億円切り崩し、第8期の介護保険料は値上げをせず据え置くことが決定できました。基金の残額につきましては、団塊の世代の方が後期高齢者となります2025年問題に備え、令和5年度中に協議する予定でございます。

○18番（平野文活君） この会計処理をどうするかというのは、いろんな考え方がありますからね、今言われたような考え方もあるでしょう。しかしながら、私が思うのに、私は議員になってかなりの期間国保会計ですか、かなり赤字だったですね。赤字でお金が足りなくなるけれども、その会計処理としては繰上げ充用とかいうような形で、次の年度の収入を当て込んで会計処理をするというようなこともずっと行われてきました。しかしながら、そういう累積赤字をずっと抱えたままというわけにもいかないので、値上げということもされたわけですが、介護保険料だってそういう繰上げ充用というやり方もあるのですよね。また、今の介護保険制度には赤字の場合の資金を融通するといえますか、そういう仕組みもあるのですね。そのための保険みたいなものを掛けておるのではないですか。ですから、いろんなやり方があると思うのですが、結果的に見て大幅値上げをしたのだけれども、基金は増え続けている、4億円も増えた。これはやっぱりちょっと会計処理のやり方としても住民負担、負担のかけ過ぎではないかなというふうには思っております。

次に、温泉の問題に入りたいと思います。高齢者優待入浴券というのがありまして、令和3年4月から、今年度から廃止になりました。そこで、令和2年度の入浴券交付数、そして利用者数、また入浴料に換算をした場合が分かれば教えていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

令和2年度の高齢者優待入浴券交付事業につきましては、交付者数は8,042人、利用者数は延べ40万4,622人でございます。

○18番（平野文活君） これについては、資料を頂きました。入浴料に換算をすると3,692万5,049円ということでありました。併せて、障害者手帳を持っている方々への心身優待入浴券というのもありました。これも今年の4月から廃止をされております。同じく令和2年度の交付数と利用者数をお答えいただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

令和2年度の心身優待入浴券交付事業につきましては、交付者数は940人、利用者数は

延べ2万9,966人でございます。

- 18番（平野文活君） これも資料を頂きまして、入浴料に換算をすれば266万6,730円ということになります。合わせて8,982人に提供し、入浴料換算で約4,000万円ということになっております。このほかにも一般の温泉入浴料も改定をされました。改定されるときの資料によると、令和2年10月から、昨年の10月から平均34%の値上げをし、年間の増収の見込みは1億700万円というふうに書かれてあります。値上げをした後の増収額といたしますか、どの程度だったかということが分かったら教えていただきたいと思っております。

- 温泉課参事（河野文彦君） お答えをいたします。

入浴料の改定による増収額については、改定による利用者数の増減も含めて効果を図るものと考えておりますが、令和2年度は、市営温泉の状況は、新型コロナウイルス感染症による影響で有料入浴者数は、令和元年度に比して27万人超の減となっており、入浴料収入も約4,000万円の減収となっております。このような状況もございまして、また、年度中途の10月1日に料金改定を行ったこともあり、決算年度を通して利用者への動向を捉えることは難しいため、比較対象や条件が異なる状況で改定による増収額を算出することは困難と考えております。

- 18番（平野文活君） そういうことでございますので、この一般の市民の温泉入浴料の値上げについての増収額がどうなったかというのは、今後の検証の対象にしたいというふうに思います。

次に、敬老祝い金支給事業が100歳だけになりました。90歳までの祝い金がカットされたわけでありますが、このカットされた人数と金額について、令和元年度及び令和2年度の数字でお答え願いたいと思っております。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

令和元年度の70歳、75歳、80歳、90歳の合計交付額は、交付人数は5,525人、合計交付金額は5,525万円、100歳の交付人口は42人、交付金額は402万円でございます。

また、令和3年度の100歳の見込み交付数は54人、見込み交付金額は531万円でございます。

福祉サービス事業につきましては、2025年以降の将来を見据え、令和元年度に設置されました別府市福祉サービス事業のあり方検討委員会におきまして意見書が提出され、その御意見を踏まえた上で福祉サービス事業が今後継続的かつ安定的に提供できるよう協議し、方向を定めたところでございます。

先ほどから御答弁します高齢者の優待入浴券の交付事業等、また敬老祝い金の支給事業の廃止、または縮小をする一方、ひとまもり・おでかけ事業、別府市単位の単独の老人クラブの補助金などにつきましては、事業の拡充を決定し、また、併せて共生社会実現などの課題解決にも方向性を展開しているところでございます。

- 18番（平野文活君） そういうのは前から聞いておりますので、理解をしておりますが、どれくらいこの負担増などが影響されたかという客観的な検証を今進めております。

次に、水道料金の福祉還付制度、これも令和3年度から廃止されました。令和元年度、2年度の還付件数、還付金額について教えていただきたいと思っております。

- 上下水道局営業課長（佐藤和子君） お答えいたします。

水道料金福祉還付制度につきましては、令和元年度が3,210万9,153円、令和2年度につきましては、3,230万4,064円の還付額でありました。

- 18番（平野文活君） これが令和3年度から廃止されたわけでありまして、約3,200万円がカットされております。こうして主な項目を上げますと、介護保険料で約1億円、優待入浴券や敬老祝い金や水道福祉関係事業で約1億2,700万円の負担増がされたというふうに思います。これに市営温泉の入浴料の値上げがどの程度影響するかは、まだ計算がで

きないということですが、それを除いてもそれだけです。主に高齢者と障がい者に対する施策が縮小されてきているわけであり、そういうことを確認しておきたいと思えます。

次に、市民所得は増えているかという問題に移りたいと思うのですが、資料を頂きました。それによると、市民総所得というのは増えている。これは、その理由は何でしょうか。資料を見ますと、令和元年度分の所得が、総所得が1,282億円、令和2年度分の総所得が1,311億円、約29億円増えております。また、所得税納税義務者1人当たりの所得も、令和元年度268万4,000円から令和2年度278万5,000円、10万1,000円増えております。この理由についてお伺いしたいと思います。

○次長兼市民税課長（中島靖彦君） お答えをいたします。

お渡しした資料は、市町村税課税状況等の調べからの抜粋となります。

令和3年度の所得額、これは令和2年中の収入から計算をいたしますが、その令和3年度の所得額に関しましては、給与所得者、年金所得者それぞれ総所得金額合計が増加しております。その1つの要因といたしましては、税金を計算する基となる所得を算出する際の所得控除額が税制改正により一部変更されたことにより、昨年と同一の収入であれば所得額は増加することとなりました。しかしながら、この令和3年度の所得につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も含め精査をする必要があると考えております。

○18番（平野文活君） この数字で出てきた所得が増えているというのは、どうも私どもの実感としてはそういう実感が無いわけですね。今お話があったように、これは詳細な計算はなかなか難しいと思うのですけれども、税制が変わったと。所得控除額というのが少なくなったのかね。ですから、昨年と同じ収入であったとしても、課税対象所得というのが増える、その結果、所得が増えたような数字になると、こういうことでありますね。また、コロナの影響もあるというようなことでありまして、確かに市民の生活実感とはかけ離れた数字になっております。

ある80代の退職された看護婦さんがこう言いました。「100年安心の年金制度が始まってから、私の年間の年金収入が約50万円減りました」というようなことなのですね。それとか、街頭で署名とかしておるときによく言われるのですが、年金から引かれるものというのは3割から4割ぐらい引かれる、いろんなものが。だから、12か月分の収入、あ、8か月分の収入で12か月暮らさなければいかぬというようなことを言われたこともあります。ですから、痛みを伴う改革ということも、それは必要ですね、場合によっては必要だと思っておりますが、私は、この間の市政の大きな動きを見ていく中で、節約すべきはほかにあるのではないかと、こう考えております。例えば亀川住宅建て替え事業の工事の請負契約が約48万円、これが1つのグループで入札が行われております。西別府住宅のときには分離分割発注が行われて、広く市内業者が元請で受注できたのに比べて、やっぱり入札のやり方、問題があるなどと思えますし、西中学校の管理・教室棟の入札も、非常に神業的な数字が出ております。あるいは共同調理場の工事約36億円で、3億円も高い業者を選定したなど、もっと節約の仕方があるのではないかと、このように考えてきました。

最後に、先ほど答弁があった拡充された事業についてお伺いしたいと思います。どんなふうに拡充されたのでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

拡充いたしましたひとまもり・おでかけ支援事業についてお答えいたします。

拡充策といたしまして、平成29年度の事業開始当初、バス回数券購入冊数の1人当たりの上限を6冊としておりましたが、令和元年度に10冊、令和3年度より12冊を上限とし、高齢者の社会参加を促進するため事業の拡充を行いました。

○18番（平野文活君） 先ほどの私の発言の中で、亀川住宅の金額が、「48万円」と言った

そうでありまして、「48億円」というふうに修正をしたいと思います。

今の御答弁なのですが、私、この見直しの一覧表を見て、おでかけ支援事業というのが改善されるのだなというふうに期待をしていたのですが、ちょっと私も誤解があったというふうに思うのですが、私は、バスの利用者の支援が拡充されるのは悪いことではないというふうに思うのですが、それ以上にバスを利用できない人への支援というのをもっと考えるべきではないかと。これはまた別の項目なのですよ。いわゆるおでかけ支援事業とは違ったところで検討しなければならないわけだと思いますが、私は以前提案したことがあります。福岡市が所得制限をしながらもバスを利用する人、あるいは電車を利用する人、あるいはタクシーを利用する人、それぞれほぼ同じ程度の支援のメニューがあって、その中から選択できる、高齢者自身が自分のニーズに合わせて。こういうおでかけ支援の、こっこの、そういうことにもっと力を入れてほしいな、こういうふうに提案したことがあります。今後もぜひそういうことも考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（松川章三君） 再開いたします。

○2番（日名子敦子君） 一般質問最終日、いよいよラストバッターの日名子敦子でございます。今年最後の一般質問となりまして、会派の先輩方から拍手で見送られ、緊張も増しましたが、同時に感謝もいたしております。

皆様お疲れのこととお察しいたしますので、早速てきぱきと通告の順番どおりに質問してまいりたいと思います。

教育施設の現状と課題について、まずは小中学校タブレット活用についてお尋ねいたします。

先月 11 月 19 日に春木川小学校へ民間システムを利用しましたオンライン英会話授業の視察に伺いました。このシステムにつきまして少し御説明いたしますと、海外の講師とオンラインで英会話の授業をする、つまり時差の少ない今回はフィリピンのセブ島のネイティブの講師と Z o o m を使って英会話の授業をするものです。その日、2 限目は春木川小学校 6 年生の 1 クラス 23 人にマンツーマンでお試し英会話授業を行う予定でしたが、スタッフの方が事前にオンラインをつなごうといたしましたら、W i - F i の通信量が十分ではなく、1 台を 3 人ずつ利用、つまり 1 クラス 8 台分が精いっぱいでした。せっかく国の G I G A 構想で子どもたちに 1 人 1 台のタブレットが配布されましたが、このオンライン英会話に限らず動画等をクラス全員が一斉に利用できないということになれば、大変もったいないと思います。今後、タブレットを利用する通信環境は改善されないのでしょうか。

○教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

現在は、県内にある学校のほとんどのパソコンが同じネットワーク環境で運用されております。今年、県が新しく大容量でタブレット端末専用のネットワークを構築しました。別府市でも、来年度、タブレット端末はこの新しいネットワークにつなげることを予定しています。新しいネットワークに接続すると現在より通信環境がよくなり、1 人 1 台のタブレット端末を使った様々な取組ができるようになる予定でございます。

○2番（日名子敦子君） これは、別府市に限ったことではございませんが、県が大容量のネットワークを構築し、別府市でも来年からネットワーク環境が改善されるとのことですが、Z o o m を使った授業、この日は英会話でしたが、マイクつきのヘッドホンが必要だと思われる。マイクつきヘッドホンなど必要なタブレット周辺機器類は準備する予定でしよ

うか。

- 教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

タブレット端末を使った授業にはいろんな活用方法があることから、マイクつきヘッドホンに限らず必要なものは計画的に整備を検討していきたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） この視察の日は、マイクつきヘッドホンや必要な機器をオンライン英会話システムの業者さんにお借りしてデモンストレーションを行いました。ぜひ整備の検討をお願いいたします。

では、ここで現在の市内小中学校における自分の学習レベルに合った問題を出題してくれるA I型ドリル教材の導入状況はどうなっていますか。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市では、1人1台端末を活用して個別最適化された学びを実現するために、A I型ドリル教材を導入しています。本教材は、児童生徒一人一人のつまずきや理解度に応じて最適な問題が出題されることが特徴であり、基礎的・基本的な知識や技能の定着に効果的であると考えています。

本年度は、国語、社会、算数、数学、理科、英語の5教科に対応したA I型ドリル教材を市内全小学校5・6年と中学校1・2年を対象に導入し、モデル校である南小学校では全学年に導入しております。

- 2番（日名子敦子君） A I型ドリル教材を小学校5年生・6年生と中学校1・2年生に限定して導入していることについて説明してください。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

A I型ドリル教材の特徴は、一人一人の理解度に応じて最適な問題を出題することで、基礎・基本の定着を図ることであるため、児童生徒につまずきが生じやすい小学校5・6年、中学校1・2年の児童生徒を対象に導入をしています。

今後は、ICT教育推進モデル校である南小学校における成果と課題を踏まえて、どの学年での導入が効果的であるか検討していきたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 以前、全学年に導入している南小学校のタブレット活用状況を視察させていただいていましたので、全市内全小学校の全学年にA I型ドリル教材が導入されているものとばかり思っておりました。しかし、今回、春木川小学校では先ほどの答弁にありましたように、5・6年生のみに導入されていると知り、やはり現場でも全学年にA I型ドリル教材の導入を御希望でした。教育・学習の平等という意味でも全小学校全学年への導入も御検討いただきたいと思います。

では、先ほどの英会話オンライン授業の質問に戻りますが、この視察のときに、授業が始まる前まではわざわざとぎわついていた教室が、オンラインでタブレットの画面上に外国人講師が映り、お互いの自己紹介から授業が始まりますと、とても楽しそうで、なおかつ集中した、あっという間の25分間でした。せっかくの1人1台タブレットの活用は無限だと思えます。まずは民間のシステムを利用した英会話のレッスンの導入を御検討していただけないでしょうか。

この視察は、教育長と一緒に見学させていただきました。教育長も、子どもたちの表情や集中力を目の当たりにされたと思えます。教育長御自身の御見解をお聞かせください。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

小学校の外国語の授業の参観、本当に議員さんには、ありがとうございました。

授業の感想ということでございますが、ほとんどの子どもが誰一人取り残されることなく、表情が生き生きと集中していた姿に、私も感動しました。

私、授業の内容を見ましたときに、昭和、平成で培ってきた教育財産もございましたけれども、そのときは教科書、ノート、鉛筆でございましたが、これからの令和の時代は、そ

れに加えてICTが文房具として使われる時代になるだろう。これからの教職員は、情報処理能力、あるいはスキル能力をしっかりと習得する時代になったのだろうと思います。これはもう逃れることができない能力だと思っているところでございます。

この導入につきましては、現在、別府市のほうでは言語能力の習得につきましては、アメリカ、イギリス、そして12月に来日しますイギリスからの外国語指導助手・ALTの活用、そしてまた留学生の宝庫でございますAPUの留学生との国際交流事業で外国語の能力の定着・向上を今目指しているところでございます。恐らく将来的には、もうネット整備もできますので、この民間の英語システム導入が、恐らくこれが当たり前のような時代がやってくるのではないかと考えていますので、また十分調査研究しながら関係課と協議してまいりたいと考えているところでございます。

- 2番（日名子敦子君） ALTの先生方や留学生も、本当に子どもたちにとってとてもいい影響があると思います。また、この英会話レッスンの導入に当たっては、やはり予算が関わってくることでございますので、例えばマンツーマンではなく、今回のようなグループレッスンにするとか、年に数回だけでも行うとか、工夫次第で予算も抑えられると伺っておりますので、どうぞ協議をお願いしたいと思っております。

では、続きまして、通学路の点検についてお伺いいたします。

子どもたちの登下校時の事故のニュースが後を絶ちません。ニュースのたびに胸が痛みます。別府市では、通学路の点検や整備についてどのような手順で行っていますか。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

各学校は、教職員による、または保護者等と連携した通学路点検を行い、例年2月末をめどに次年度の改修や補修が必要と思われる箇所を教育委員会に報告しています。その要望を受け、教育委員会と市・県・国の道路管理の担当者並びに警察により構成された別府市通学路安全推進会議を3月に開催し、具体的対策の協議を行い、翌年9月に同会議にて改修等の進捗状況の確認を行っているところでございます。

本年度は、千葉県八街市の事故を受け、7月に通学路点検を実施いたしました。その結果、学校から149件の報告を受け、8月に通学路安全推進会議を開催し、改修等についての協議を行いました。現在、年次計画により対応を進めているところでございます。

なお、改修等が難しい箇所、時間を要する箇所等につきましては、教職員、交通指導員による見守り、警察による巡回指導を実施することとしています。

- 2番（日名子敦子君） 交通指導員さんの人数が足りていない校区もあると聞いています。149件の解決もなかなか難しいのではないかと思います。

通称「ピヨピヨ・カッコー」という歩行者信号に取り付けられている視覚障害者用付加装置という音響信号機を御存じでしょうか。毎年警察でこの装置設置の予算がつき、御希望の歩行者用信号への取付けを検討後設置していただけるそうです。この装置は、視覚障がい者のみならず通学路での子どもたちの安全確保に向けても効果的であるものと捉えておりますが、教育部のお考えはいかがでしょうか。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

視覚障害者用付加装置付きの音響信号機につきましては、警察により視聴覚障がい者等の利用頻度が高い盲学校、リハビリテーションセンター、役所などの公共施設を含む地域に優先的に設置をされているところでございます。音響信号機により道路横断時の方向性や誘導性を高めることができるものと捉えておりますが、全児童に関しましては、全ての信号機に対応できるよう、また、信号の有無にかかわらず安全な横断ができるよう、交通安全教室等で目視による確認を確実に行うよう指導しているところでございます。

通学路への設置に関しましては、視覚障がい者等への支援を念頭に、音が鳴ることによる地域住民への影響も考慮しながら、警察関係者との相談及び協議を行う必要があるもの

と捉えているところがございます。

- 2番(日名子敦子君) 安全な登下校、安全な通学路確保の一助になるかもしれません。ぜひ警察との協議をお願いいたします。

では、次におじかの現状についてお伺いします。

なかなかおじかの修繕予算もつきませんし、気になっておりました。現在休館中で、子どもたちの利用ができない状態だと思っておりますが、現状はどうなっていますか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

現在、少年自然の家おじかは、新型コロナウイルス感染症の影響及び施設の老朽化で、現在の施設での利用が困難であることから、令和2年10月11日から一時休所しております。しかし、コロナ感染症の患者が減少傾向に転じた9月より、日帰りによる屋外での自然体験学習の受入れを行っております。

なお、宿泊による利用は、現在も受入れは行っておりません。

- 2番(日名子敦子君) 日帰りでの利用はできるようですが、宿泊研修は現在どうなっているのでしょうか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

休館中の宿泊による利用につきましては、各学校長の判断にもよりますが、代替施設として香々地や九重の青少年の家を考えております。

- 2番(日名子敦子君) 各学校長の判断ということは、学校によっては宿泊研修ができる学校とそうでない学校が発生し、全市一律ではありませんので、残念に思っております。市長も、小学校のときに宿泊したと思えますし、私も野外でのオリエンテーリングなど楽しい思い出を今でも覚えております。おじかの「お」は、「おはよう こんにちは 明るいなかま」、おじかの「じ」は、「時間を守ろう 3分前だ」、おじかの「か」は、「かたづけきちんと より美しく」、今もすらすら出てきます。

今後、おじかの整備のスケジュールはどうなっていますか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

今後のスケジュールですが、平成29年に既設建物の一部、現在の宿泊棟の部分になりますが、土砂災害警戒区域に指定されております。また、周辺が土砂災害特別警戒区域となっていることから、今後、地形、地質、雨水など調査を行い、自然災害に対する検証を踏まえた整備計画を策定した後、再整備に着手する計画でございます。

- 2番(日名子敦子君) このおじかの整備計画を策定するに当たり、サウンディング調査を行う理由と、また提案していただいた内容はどのように反映されるのでしょうか。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

おじかは、別府市公共施設再編計画において現在の建物の維持更新は行わず、早期に縮小する方針となっております。また、管理運営につきましても、受益者負担の見直し、民間活力の導入も併せて検討することとなっております。

今回実施するサウンディング調査は、民間事業者のノウハウやアイデアを積極的に取り入れることで、おじかの維持費や運営方法などの見直し、資産の有効活用、施設に関する将来的な計画を検討するために実施するものでございます。

これまでの宿泊型自然体験の場としての機能を維持しつつ、市場性の有無や民間活力導入の可能性を把握し、今回提案いただきました内容を、今後策定します整備計画に反映させたいと考えております。

- 2番(日名子敦子君) サウンディング調査の結果、民間委託になるのか指定管理になるのか大変気になるところであります。これまでの利用方法と変わってくるのではないかと大変気になりますが、今までの子どもたちの宿泊体験学習の場としてのおじかは、どうなるのでしょうか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

今回実施いたしますサウンディング調査の実施要領におきまして、おじかで実施する宿泊学習は、優先的に実施することを示しております。これまで同様に宿泊型自然体験の場としての機能は維持します。

○2番（日名子敦子君） おじかの再開は、令和7年度あたりになりそうだと聞き取りの中で伺いました。その間5年生の宿泊体験学習は香々地、または九重で、それも学校長の判断ですと、アフターコロナにはぜひ教育部から統一した宿泊体験学習を子どもたちに体験させてあげてほしいと思います。5年生の宿泊体験学習は、6年生の修学旅行前のもとても大事な学習ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、学校給食の残菜について伺います。

新しい共同調理場の計画が進んでいますが、各小学校の単独調理場での給食のほうがやはりおいしく、センター化した給食が本当においしいのだろうかという保護者からの不安な御意見がたくさん届いております。給食をおいしく食べてもらいたいという様々な取組を各小学校で行っていると思いますが、各小学校と共同調理場の残菜はどの程度ありますか。また、残菜の数値をいつから記録するようになったのか、その経過も含めてお答えください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食の残菜につきましては、その処理に必要となるごみの量として栄養士が計測し、記録をしていました。令和2年6月の別府市新学校給食共同調理場整備基本計画の策定を契機に、単純なごみとしての残菜量ではなく、定型量に対する食べ残しである残菜率を算出することとしております。

なお、現在の残菜率につきましては、最新のデータで単独調理場が5.1%、共同調理場が10.7%となっております。

学校給食は、単なる昼食として提供するものではないため、子どもたちが好きなものだけで献立を構成するのではなく、成長にとって必要であれば、苦手な食材をあえて提供する場合もあり、教育の一環としての生きた教材として考えております。したがって、子どもたちの嗜好にのみ合わせたり、単純に提供料を少なくしたりするのではなく、体に大切な栄養素を理解し、食材に感謝する心が養われるように残菜率を参考値として捉えながら、学校と家庭が連携して食育に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

○2番（日名子敦子君） 残菜率、単独調理場が5.1%、共同調理場が10.7%と、約2倍の差異があり気になるところです。栄養士さんたちや調理員さんたちの御努力を無駄にしないために、新しいセンターになっても残菜を減らす取組を進めていただきたいですし、何かお考えがありますか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

残菜につきましては、子どもたちに定期的なアンケートを実施したり、保護者対象の試食会を実施したりすることで味やメニューの改善を重ね、その減少に努めます。

また、新共同調理場では、本市が掲げる日本一おいしい質の高い学校給食の提供という理念を達成するために、全国でも事例の少ない8,500食、3献立、手作り給食という本市独自の学校給食を提供するようにします。具体的にはスチームコンベクションオーブンや真空冷却機など充実した調理機器を導入することによって多彩な献立が可能となります。さらに適温提供が可能となる二重食缶を使用するなど、子どもたちが笑顔になるおいしい給食を届けます。このような工夫によってSDGsが掲げる17の目標のうち、特に12、「つくる責任 つかう責任」で示されている食料の廃棄を半減させることにつながるというふうに考えております。

- 2番（日名子敦子君） 栄養士さんたちや調理員さんたちの様々な工夫や努力には、敬服いたしております。残菜の量が全てではないと思いますが、子どもたちのためのおいしい給食の提供を今後ともよろしく願いいたします。

では、次に空き家バンクについてお伺いいたします。

先日、空き家バンク制度の利用を考えているという方から相談を受けました。別府市の空き家バンク制度の現在の状況、また空き家バンクに登録することや利用することによるメリット、民間の不動産屋さんを利用することとの違いにはどのようなことがありますか。

- 産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

12月1日現在で空き家バンクの登録物件の総数は150件です。そのうち成約まで至った物件は90件ございます。空き家バンク利用者につきましては、これまで成約された方も含め700人以上の方に御登録いただいております。

メリットといたしましては、空き家バンクの登録や利用には費用負担がございませんので、無料で物件の情報発信が可能となっております。また、移住を希望し住居を探している方にとりましては、空き家バンクのサイトの閲覧により物件が見つけやすくなっております。

なお、売買価格等は御本人の希望で設定しております。

- 2番（日名子敦子君） 空き家によってはいろいろな状態が想像できますし、どのような物件でも登録できるわけではないと思いますが、登録には何か条件はありますか。

- 産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

既に不動産業者などに取引を依頼している場合は、登録ができません。ただし、売主や買主が他の宅建業者に重複して依頼のできない専任媒介契約の物件につきましては、空き家バンクへの登録物件を増やすことを目的として登録を可能としております。また、申込みがあった物件につきましては、そのまま活用できるか、小規模な修繕で居住できることを前提としておりますので、現地調査を行い登録できるかどうかの判断をしております。

- 2番（日名子敦子君） では、空き家の持ち主に修繕をお願いする場合があるということですね。

続いて移住促進ですが、移住について別府市のホームページを見ますと、リノベーションして活用している立派で快適な「おためし移住施設」の内部写真を見ることができます。実際にまた拝見する機会があればと思っておりますが、現在、人口減少が推計されてはいますが、移住促進への取組は重要だと考えます。移住促進に向けてほかに取り組んでいることはありますか。

- 産業政策課参事（姫野淳子君） 大分県が首都圏で開催しております移住フェアや移住相談会の現地参加やオンラインにて参加をし、別府市のPRをしております。そのほかに移住に関する情報を別府市公式ホームページに掲載し、情報発信をしております。さらに、転入してきた方を対象に市民課の窓口でチラシを配布し、QRコードを読み取ることで電子フォームから移住に関するアンケートへの回答をお願いしております。移住者の声を聞くことで今後の取組にも生かしてまいりたいと考えております。

また、移住を希望されている方の中には、農業をしたいという方もいらっしゃいますので、農地付きの空き家を空き家バンクに登録することも、関係部署と協議を重ねながら進めているところでございます。

- 2番（日名子敦子君） 農場つき住宅は、他都市でもニーズがあるそうですし、別府市では狭い農場地でも活用できるようにこの取組を進めていくそうですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。引き続き移住しやすい協議を重ねていただければと思います。

では、次の防災についてお尋ねいたします。

まずは避難所運営についてです。先日、避難所運営協力者リストに係る情報提供表のA

ンケートが、地区の役員や防災士に配布され、私にも届きました。そのアンケートが配られるに至りました避難所における現状と課題についてお答えください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

避難所における現状と課題ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、避難所においても3密の回避に沿った避難所を開設することが求められています。また、災害時には避難所の開設準備はもとより、感染防止の観点から受付時に検温や問診などの対応が必要となっており、初動期の避難所運営にはより多くのマンパワーが必要となってまいりましたが、行政運営業務と避難所運営業務の両方を長時間同時に行うことには無理があり、マンパワーが不足していると言わざるを得ないのが、県内各市町村の意見として集約されました。また、大規模災害発生時には、地域住民自身が自分の命は自分で守る、自分たちの町は自分たちで守ることに徹し、大規模災害に備え、自助・共助に基づく地域防災力を飛躍的に高めることが喫緊の課題と言われております。

大分県による令和2年度避難所対応における市町村意見等の中で、課題といたしまして、令和2年7月豪雨と台風10号による避難所開設の際にも、県内各市町村においてマンパワー不足が報告されたとのことであります。その解決方法といたしまして、避難所運営協力者リストを作成することによって、災害発生時に登録者が市町村職員と協力して避難所の運営を行うことで、避難所運営能力の向上を図ろうとするものであります。

○2番（日名子敦子君） では、このアンケートの対象者は、自治会役員や防災士に限られるのでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

まず、別府市において災害時の避難所運営に協力できる自主防災組織や防災士等を募り、避難所ごとの協力者名簿を作成いたします。そして、災害が発生した際には、開設する避難所に応じて別府市が登録者に協力を要請し、協力者は市職員と連携して避難所運営に当たることとなります。

将来的には、自主防災組織や防災士等にリーダーシップを発揮していただいて、ふだんは仕事や学業等で無理ですけれども、災害時には何か協力したいという気持ちをお持ちの方であれば、年齢や性別を問わず協力していただきたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） 有事の際は、市の職員だけで全避難所運営をするというのは厳しいと想像いたします。有事の際は、市職の方々も被災しているかもしれませんし、協力者をあらかじめ把握しておくことも必要と思われませんが、情報提供表の回答状況は、現在どうなっていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

令和3年10月21日付文書にて、自主防災会長宛てに防災危機管理課長名で協力をお願いをさせていただきました。令和3年11月30日を回答期限とし、現在215名からの回答をいただいている状況でございます。また、自治会単位で見ますと、57の自治会からの回答をいただいております。

○2番（日名子敦子君） 市の職員の方々が、行政運営業務と避難所運営業務の両方を長期間に同時に行うには無理があるのではないかと思います。大規模災害時には行政と地域が一体となって災害を乗り切ることが重要と考えます。

そこで、市として大規模災害時に自治会や自主防災士会、防災士の皆さんに対して何か期待していることはありますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

災害といいましても、いろいろな種類がございます。地震、津波、火山噴火、台風に伴う強風、大雨、高潮、河川の氾濫による浸水、大規模火災、ガス漏れ事故、大規模事故など予測できない災害のほうが多いのが現状であります。

現在、台風や豪雨時のような事前に予測され比較的短期間の避難所の運営につきましては、市の職員のローテーションで対応させていただいておりますが、マンパワー不足により苦勞しているのが現状であります。

今後、想定される大規模災害時においては、市の職員ではとても対応し切れないと考えています。東日本大震災時に岩手県の大槌町では、町長が犠牲になったことをはじめ、数多くの行政職員が津波によって命を失い、負傷し、家族との離散や家・財産の喪失という極限状態に直面し、直ちに本来の任務に当たることが不可能であり、行政のマンパワーは大幅にダウンし、初動対応は困難を極めたと聞いております。

危機管理とは、最悪の事態を想定し、そうでなければ現状に合わせた体制に緩めていくという考え方が基本ですので、市職員が対応できなくても避難所運営が可能なレベルを最終目標としながら、防災訓練を通して一歩ずつ共に進んでいきたいと考えております。

高齢化社会の中で各地域におかれましても、何かと大変なことは理解していますが、避難所の運営については、女性目線、また、現在ではジェンダー目線も求められてきています。災害時の避難所という環境的にも暗くなりがちな場所ですが、日頃から地域内の人と人とのつながりが盛んで、女性目線の意見を取り込みながら運営を行った避難所は、非常にうまく運営された実績があると聞いております。いざというときに備え、地域の中にいる防災士や自治会役員、また自発的に協力していただける方を中心に避難所運営を自主的に行っていけるよう、防災訓練を通して体制構築していく過程ですので、今後とも御理解・御協力をお願いしたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 私も西宮に住んでいたときに阪神大震災で被災し、大変それがつらい思い出です。避難所運営は容易ではないと思います。アンケートが反映された準備をお願いしたいと思います。

では、次に小中学校の備蓄品の管理と現状についてお尋ねいたします。

小中学校に保管している備蓄品の管理は、どこが行っていますか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

防災危機管理課で管理させていただいております。

- 2番（日名子敦子君） 学校によっては保管場所や管理状態を危惧されているようですが、学校側の要望などは反映していますか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

備蓄品の保管場所については、学校側と協議し決定していますが、備蓄品の中身については、学校側の要望は反映しておりません。

- 2番（日名子敦子君） 備蓄品は、学校によって異なるのですか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

現在、小中学校には同一の物資を保管しておりますが、新型コロナウイルス感染症による避難想定人数を踏まえた数量を保管しているため、学校により数量は異なります。

なお、一部学校におきましては、保管場所のスペースの問題から、感染症対策用品を配備できていない学校があるのも事実です。こちらにつきましては、備蓄倉庫の新設に伴い学校側に配備する備蓄品について引き続き検討をしております。

- 2番（日名子敦子君） 備蓄品の中には消費期限があるものがあると思われませんが、どのように管理し、活用していますか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

賞味期限につきましては、対象物資ごとに表計算ソフトで管理しております。また、賞味期限が1年未満となった食料については、要望に応じまして自主防災会の訓練や防災関連行事、イベントに提供し、市民の防災意識の高揚を図っております。乳幼児ミルクにつきましては、賞味期限を1か月以上残したものを子育て関連施設に提供し活用していただ

いております。

- 2番（日名子敦子君） 今後、市内3か所に備蓄倉庫運用の計画が進んでいますが、その備蓄倉庫ができた場合、小中学校に保管している備蓄品の管理運用はどのようにお考えですか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

別府市では、小中学校を含む指定避難所において、道路寸断等に備えまして、発災直後の避難所開設となった際に迅速な対応ができるように分散備蓄を行っております。備蓄倉庫完成後の小中学校に配備する物資につきましては、現在検討中ではございますが、現在備蓄している物資を中心に水、食料、毛布、感染症対策用品といった初期対応で必要となる備蓄物資と考えております。

今後は、備蓄倉庫も新設されることから、備蓄物資の置場や数量等を改めて情報共有を行い、庁内連携及び学校、地域との連携を深め、災害時に迅速な対応が行えるよう努める予定でございます。

- 2番（日名子敦子君） では、市内全ての備蓄品の在庫管理方法の方針がございましたら、お答えください。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

現在は表計算ソフトで管理しており、購入日や賞味期限の対応、棚卸し等は職員が随時行っている状況でございます。これらの状況を踏まえ、新設備蓄倉庫においては、I o Tを導入し、デジタルを活用した運用管理を行いたいと考えております。

これまで表計算ソフトで手入力による管理をしていたものを、タグ管理に変更することにより、1点ずつ確認を行う作業からまとめて一括で確認できるようなシステムを予定しております。システムを導入することにより作業時間の大幅短縮、記録ミス・チェックミス等の削減のほか、業務改善につながると考えております。

小中学校を含む指定避難所におきましても、同様の運用管理を行い、何がどこに幾つあり、消費期限はいつなのかといった情報を瞬時に把握できる備蓄物資の管理を行っていきたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 避難所運営の課題や今後の方針、備蓄管理や配備の考え方、保管運用について質問させていただきましたが、最後に、防災局としての備えや対応等についてお答えください。

- 防災局長兼観光・産業部参事（白石修三君） お答えをさせていただきます。

先ほど、課長のほうから避難所運営、また備蓄品の管理について答弁をさせていただきました。防災局では、防災に対する課題の解決に向け日々取り組んでいるところでありますが、全国的に被害が増大する中、防災を取り巻く環境も変化し、その対応は多様化、また高度化しております。災害への備え、また災害時の対応など、防災対策は決して行政だけでできるものではありません。自助・共助・公助の考えの下、市民や事業者の皆様方と行政とがうまく役割分担をし、また連携することが重要であります。

引き続きひとまもり・まちまもり協議会、自主防災会の活動を通じた取組や、先ほど御答弁させていただきましたアンケートの避難所の御協力者、また、これに限らず若年層の防災意識の向上を図るための防災教室、講座などの開設により、市民の安全・安心に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 有事の際の備えは多岐にわたりますし、想定での準備も難しいと思いますが、しっかりと体制を整えていただきたいと思います。

では、最後の項、子育て支援についてお尋ねいたします。

子どもに関する手続はいろいろあると思われませんが、妊娠してから子どもが18歳になるまで考えられる必要な手続の種類と、どのタイミングで手続を行うのかお答えください。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもに関する行政手続としましては、妊娠期には妊娠の届出が必要であり、子どもが生まれてからは児童手当、児童扶養手当、子ども医療費関係、おおいた子育てほっとクーポンなどの手続がございます。ゼロ歳から就学前の時期においては、成長とともに必要に応じて保育所、保育園、認定こども園、幼稚園などの入園手続、また、学童期には小中学校の入学、就学援助等に関する手続、さらに、18歳までについては高校・大学等の奨学金に関する手続等がございます。

○2番（日名子敦子君） 妊娠してから子どもが18歳を迎えるまで様々な手続が必要なようです。では、それらの手続は、どの課で行いますか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

妊娠届に関すること、母子保健に関することは健康推進課、児童手当、児童扶養手当、子ども医療や保育施設の入所等に関することは子育て支援課、小中学校の入学や就学援助等に関することは学校教育課、また、必要に応じて障害福祉課になります。

なお、高校や大学等の奨学金に関することについては、パンフレットなどはございますが、詳細は学校等にお尋ねいただくこととなります。

○2番（日名子敦子君） 子どもの成長に応じて各種手続が必要ですが、臼杵市では、子ども子育て支援センター「ちあぼーと」というセンターがあり、妊娠期から子どもが18歳になるまでの相談や行政手続が、ワンストップでできるようになっているそうです。子育てに関してどんなことでも「ちあぼーと」に行けば相談の窓口はもちろん、子どもの遊び場もあり、解決の糸口が見つかるそうですし、そこに行けば保護者にとって安心感を得ることができるようです。

別府市において、子どもに関する相談体制や窓口はどのようになっていますか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

別府市におきましては、妊娠期から子育て期にかけての相談・支援体制を強化するため、令和2年4月に別府市子育て世代包括支援センター並びに子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。子どもやその家庭が抱える不安や困りについて寄り添い、関係機関と連携して情報提供や切れ目のない支援を行うよう努めているところでございます。

○2番（日名子敦子君） 11月20日の新聞に、「こども庁先送り」という記事がありまして、少々がっかりいたしました。異なる省庁を取りまとめることが難しい部分があるのかもしれないし、しかし、別府市は、このような見やすい「子育てガイドブック」も毎年更新されていますし、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援の拠点がありますので、あと幾つかの担当課が一緒になることによって実現できそうです。別府市でも子どもに関する相談や手続等がワンストップでできないでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもに関する手続のワンストップ化についてですが、保護者にとって子育てに関わるスムーズな手続ができるとともに、安心感を得ることができるという点で目指すべきことであると承知をしております。利便性を含めどのような形が望ましいのか、関係課と今後調査検討していくことが必要と考えます。

○2番（日名子敦子君） 今回、この聞き取りを行いました担当課の課長も参事も子育て経験者ですし、私の思いに共感していただけたのではないかなと思っております。

以前、市長が、「窓口が変われば市役所変わる」とおっしゃり、「おくやみコーナー」を設置したように、子育ても子育てしやすい別府、子育てするなら別府とワンストップ化できるような窓口改革を行っていただきたいです。

子どもたちに優しい、子育てしやすいまちへ向けた市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

今、臼杵市の例が出ましたけれども、「ちあぼーと」さんですね。私も話を聞いたことがあって、一度どういう構造になっているのかなということで見に行きたいなというふうに思っておりましたけれども、ぜひ参考にさせていただきながら取組を私どももさせていただきたいと思っていますし、今、議員が御提示されましたいろいろな冊子なんかも充実をしていますし、別府市は、子育てに関しては、光の園の話が昨日出ましたけれども、そういう団体をはじめ現場のスタッフがよく頑張ってくれているなど私は個人的に思っております。

さらに、オンラインとオフラインで2つに分けて考えると、行政手続に関してはオンライン化によって、デジタル化によって、例えば聞いた話によると外国のある国なんかは、出生のときに1回手続すれば全ての手続が、18歳になるまで全てが一気通貫にこれ、その時期によってできると。1回してしまえばもうずっと永遠にすることはないというようなこともありましたし、そこまでできるかどうかはちょっと分かりませんが、オンラインの世界においてはそういうような行政手続の一元化ということもしていきたいと思いますし、組織としてはやはり、こども庁の話が出ました。別府市においても子どもに関わる行政手続を一元化、窓口一元化ということも取組をしておりますし、やはりあとはオフラインのいわゆる、本当に顔が見える関係性を築いてそういう問題の突破口を見出すというか、そういうオンラインとオフラインをうまく使い分けをしながら、行政手続においては、やっぱりこれは一元化をし、オフラインの温かみのある子育て環境を整えていくという部分に関してのバランスをしっかりと見極めながら、両方いいバランスを取って皆さん方の期待に応えられる行政窓口、また行政を目指していきたいというふうに思っているところでございますので、また引き続き御指導いただければというふうに思います。

- 2番（日名子敦子君） ありがとうございます。私も4人の子育てをしてきました、本当に大変でしたが、やっと末っ子が高校2年生になりまして、まだ道半ばではございますが、やっところまで来たなと思っております。これからも別府の子どもたちのために、ママ代表のつもりで頑張っていく所存です。

いよいよ年の瀬近くとなりました。まだまだマスク生活は続きますが、皆様、穏やかな年末、そして新しい年をお過ごしくださいませ。

以上で、全ての質問を終わらせていただきます。

- 議長（松川章三君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日10日から12日までの3日間は、事務整理及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は13日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時52分 散会